

令和5年度の主な修正概要

1. 本市の防災行政を取り巻く背景・課題

令和6年1月1日に発生した能登半島地震で最大震度7を観測した石川県は、国の地震調査委員会の「全国地震動予測地図」では、2020年から30年間に震度6弱以上の揺れが起きる確率は県の大部分で「0.1%～3%未満」とされていた。この地震において、木造住宅を中心とした建築物の倒壊があり、たくさんの死傷者が出ている。

三重県においては、上記の予測地図において「26%以上」とされており、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%とされている。

本市においては、家屋の倒壊等による死傷者を一人でも減らすため、倒壊の危険性の高い木造住宅の所有者に対して啓発、無料耐震診断による情報提供、耐震補強設計及び工事や除却工事に対し一部補助の実施を進めてきた。また、住宅の安全性の向上を図り、家具等の転倒による被害を軽減するため、要配慮者等の住宅の家具を無料で固定する事業を進めてきた。また、防災対策として住民の災害に対する意識や地域防災力の向上が重要となり、市では地域の特性に応じた地区防災計画の策定支援としてセミナーを開催し、計画策定を希望する地域へ支援を行っているところである。

引き続き、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震に備え、防災基本計画（中央防災会議）や三重県地域防災計画といった上位計画との整合性を図りつつ、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、必要な検討及び修正を行い、自助・共助・公助が連携して防災施策に取り組んでいくことが求められている。

2. 修正の主な項目・内容

■ビジョン編：第1章 松阪市の現況

4 市民の防災への意識【修正】

- ◆ 総合計画策定にかかる「松阪市市民意識調査」（令和5年度、対象3,000人）の防災対策に関する調査において「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対して、令和3年度調査では40.6%が「している」または「どちらかというとしている」と回答していたが、令和4年度では1ポイント減の39.6%、令和5年度は2.9ポイント減の37.7%となっている。これは過去に災害が発生してから時間が経過し、その記憶が薄れたことにより災害への備えに対する意識が低下しているものと思われる。

また、防災対策に対する意識の満足度について、「やや不満」または「不満」

の回答は前回より 0.6 ポイント減少した。近年各地で多発する局地的な大雨や線状降水帯による風水害、地震頻発等の自然災害により、防災対策への期待が高まっており、さらなる充実を求められていると考えられる。

■第1章：1 日頃から市民がしておくべきこと（1-1-3：家庭での備え）

（1）災害に強い住まいにする【修正】

- ◆ 地震発生時における住宅の安全性の向上を図り、家具等の転倒による被害を軽減するため、災害時要配慮者等の住宅の家具を無料で固定する制度「高齢者世帯等家具転倒防止支援事業」を実施している。令和5年度より「20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の世帯」を対象者として追加した。

■第2章：テーマ1（発災前にするべきこと）

（1）ヘリポートの確保【追加】

- ◆ 大規模災害時には道路・鉄道交通の被害により陸上交通が遮断されることがあり、また同時多発的な火災の発生による被害状況の情報収集等の面においてもヘリコプターは有効であることから、平常時からヘリポートの適地を選定している。
- ◆ 適地は、現在原則として県・市の公共施設の中から小中学校の校庭等広場を選定している。嬉野中学校グラウンドをヘリコプター離着陸指定地に追加する。

（2）被災宅地危険度判定体制の整備【追加】

- ◆ 被災宅地危険度判定の実施をする際には、災害対策本部と被災宅地危険度判定士との連絡調整を行う判定調整員の確保が必要であるため追加する。

（3）林道施設の整備【追加】

- ◆ 林道施設は市管理の公道であり、特に集落間を繋ぐ連絡線形については、他公道等の被災時に迂回路としての機能を有する場合があります、開設や改良事業で強靱化を進めているため追加する。

■第2章：テーマ3（災害の発生後にするべきこと）

（1）災害時における安否不明者・行方不明者、死者の公表について【修正、追加】

- ◆ 三重県が、災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについて、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観

点から、公表方針を策定し、運用を令和5年8月23日に開始したことに伴い修正、追加する。

■第4章：防災関係機関の災害対策

(1) 松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】

- ◆ 風水害、地震災害、津波災害対応体制における招集の基準、配備内容が一部変更
- ◆ 出動種別の出動内容が変更
- ◆ 災害対策消防実施本部が設置された時の体制が変更